

消費税課税事業者届出書

收受印

令和 年 月 日	届出者	(フリガナ) 納税地	(〒 - ) (電話番号 - - )
		(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の所在地</small>	(〒 - ) (電話番号 - - )
		(フリガナ) 名称(屋号)	
		個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
		(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>	
		(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所	(電話番号 - - )
____ 税務署長殿			

下記のとおり、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第1項第1号の規定により届出します。

適用開始課税期間	自 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 年 月 日	至 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 年 月 日
上記期間の特定期間	自 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 年 月 日	左記期間の総売上高 円
	至 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 年 月 日	左記期間の課税売上高 円
		左記期間の給与等支払額 円
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人) 1 <input type="radio"/> 明治・2 <input type="radio"/> 大正・3 <input type="radio"/> 昭和・4 <input type="radio"/> 平成・5 <input type="radio"/> 令和 年 月 日	法人事業年度のみ記載 自 月 日 至 月 日 資本金 円
	事業内容	
参考事項		税理士署名 (電話番号 - - )

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	
	届出年月日	年 月 日	入力処理
	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

# 消費税課税事業者届出書（特定期間用）の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この届出書は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下（注1）である事業者が、特定期間（※）における課税売上高が1,000万円を超えたことにより、その課税期間について課税事業者となる（納税義務が免除されないこととなる）場合に提出します（法57①一）。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

※ 特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

(注) 1 基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合には、基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間のない場合も含まれます。

2 基準期間のない事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人については、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）においては、納税義務の免除の規定の適用はありません（法12の2①）。この場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書（第10-（2）号様式）」を提出することとなります。

また、基準期間のない事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人のうち、その基準期間がない事業年度開始の日において一定の要件に該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度においては、納税義務の免除規定の適用はありません（法12の3①）。この場合には、「消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書（第10-（3）号様式）」を提出することとなります。

ただし、特定期間ができた以後の課税期間においては、その特定期間における課税売上高（又は課税売上高に代えて給与等支払額の合計額）により、納税義務の有無の判定を行います。

3 相続、合併又は分割等があった場合において、特定期間における課税売上高（又は課税売上高に代えて給与等支払額の合計額）による納税義務の有無の判定を行う必要はありません。

4 「消費税簡易課税制度選択届出書（第24号様式又は軽減第1号様式）」を提出している事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円超の場合又は課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書（第25号様式）」又は「事業廃止届出書（第6号様式）」を提出している場合を除き、簡易課税制度が適用されます。

## 2 提出時期等

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

したがって、その年又はその事業年度の特定期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合（又は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定し、その合計額が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合）には、特定期間終了後速やかに提出することになります。

## 3 記載要領

(1) 元号は、該当する箇所に○を付します。

(2) 外国法人は、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、国外の所在地を記載します。

(3) 「適用開始課税期間」欄には、納税義務が免除されないこととなる課税期間の初日及び末日を記載します。

(4) 「上記期間の特定期間」欄には、「適用開始課税期間」欄の特定期間の初日及び末日を記載します。

(5) 「左記期間の総売上高」欄及び「左記期間の課税売上高」欄には、それぞれ特定期間に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載し、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定を行った場合は、「左記期間の給与等支払額」欄にその金額を記載します。

なお、それぞれの欄に記載すべき金額を算出している場合には、それぞれの欄に記載してください。

(注) 「資産の譲渡等の対価の額の合計額」及び「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、いずれも消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含みません。

なお、特定期間の属する課税期間において免税事業者であった場合には、その課税期間中の課税売上高（「左記期間の課税売上高」欄）には消費税及び地方消費税が課税されていませんから、税抜きの処理を行う必要はありません。

(6) 「生年月日又は設立年月日」欄には、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。

(7) 「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します（個人事業者の方は不要です。）。

なお、事業年度が1年に満たない法人については、「適用開始課税期間」欄に記載した開始月日を含む事業年度の初日及び末日を記載します。

また、設立第1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します

(8) 「資本金」欄には、資本金の額又は出資の金額を記載します（個人事業者の方は不要です。）。

(9) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

(10) 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

(11) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。